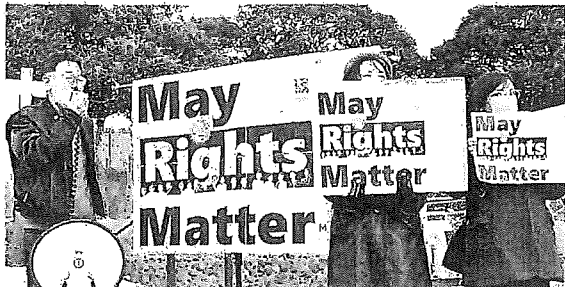


# 米軍施設で「不当」労働

## 法律に反する申請を強要

県内の在日米軍施設で働く日本人従業員らがパワハラや賃金未払いなど不当な扱いを受けたとして、訴訟や労災申請に相次いで踏み切った。使用者の米軍と、雇い主の防衛省、いずれに被害を訴えても解決に至らないことが背景にある。(小松大樹)



抗議集会を行った全駐労働組合員ら(昨年12月22日、座間市で)

## 基地側と連絡取れず無給

キャンプ座間(座間市、同4月から3か月の傷病休暇を取得。その後、「配置転換を条件に復帰可能」と診断されたが、米軍側に元の部署に戻るよう指示され拒むと無断欠勤扱いとなり、1人は同7月から現在まで無給状態。もう1人は同10月から別の部署で復帰した。

2人は取材に「米軍施設内は地位協定を盾にした無関係のトラブルで2019年11月から90日間の傷病休暇を所得。休職中に基地側らうしがないと強調した。在日米陸軍司令部は「日本政府の権限のもとにあり、具体的事例についてはコメントできない。雇用関係の苦情が適切に扱われるよう真摯に受け止める」とした。

昨年12月20日には、厚木基地(綾瀬市、大和市)の警備隊に所属していた20歳の日本人男性職員が、休職後に復帰できなかったとして、国を相手取り、未払いの賃金や慰謝料など511万円の損害賠償を求め、横浜地裁に提訴。訴状などによると、男性は人間関係のトラブルで2019年11月から90日間の傷病休暇を所得。休職中に基地側

働く日本人  
訴え相次ぐ

キャンプ座間(座間市、同4月から3か月の傷病休暇を取得。その後、「配置転換を条件に復帰可能」と診断されたが、米軍側に元の部署に戻るよう指示され拒むと無断欠勤扱いとなり、1人は同7月から現在まで無給状態。もう1人は同10月から別の部署で復帰した。

2人は取材に「米軍施設内は地位協定を盾にした無関係のトラブルで2019年11月から90日間の傷病休暇を所得。休職中に基地側らうしがないと強調した。在日米陸軍司令部は「日本政府の権限のもとにあり、具体的事例についてはコメントできない。雇用関係の苦情が適切に扱われるよう真摯に受け止める」とした。

昨年12月20日には、厚木基地(綾瀬市、大和市)の警備隊に所属していた20歳の日本人男性職員が、休職後に復帰できなかったとして、国を相手取り、未払いの賃金や慰謝料など511万円の損害賠償を求め、横浜地裁に提訴。訴状などによると、男性は人間関係のトラブルで2019年11月から90日間の傷病休暇を所得。休職中に基地側

基地内の従業員は日米地位協定によって、日本政府と雇用契約を結び、米軍が使用者となる。2人は同3月の時点で、基地内の人事担当に苦情を申し立て、防衛省座間防衛事務所も配置転換を含めた配慮を求める要望書を米軍側に提出した。

2人は産業医に急性ストレス障害などと診断され、